

軽度者に対する福祉用具貸与例外給付に関するQ&A

Q 1 確認期間はいつまでですか？

A 1 認定の有効期間満了日が確認期間の終了日となります。ただし、確認期間が終了しても例外給付が継続することが見込まれる場合は、例外給付の申請を行ってください。

Q 2 初めて福祉用具貸与の例外給付を利用する場合は、確認期間はいつからになりますか？

A 2 「介護保険福祉用具貸与例外給付申請書」に記載された利用の開始日となります。ただし、利用開始日が申請日より前の場合は、事前に福祉課 介護保険担当までご相談ください。

Q 3 認定の有効期間が満了したため、確認期間も終了したが、引き続き福祉用具を利用する場合どのようにすればよいのか？

A 3 再度「介護保険福祉用具貸与例外給付申請書」等必要書類を提出してください。なお、医師の所見が確認できる書類は、更新認定に係る主治医意見書に例外給付の必要性について記載されていれば、主治医意見書を使用します。

Q 4 同一種目について確認期間の更新申請をする場合、確認期間はいつからになりますか？

A 4 認定有効期間の開始日が確認期間の開始日になります。ただし、認定有効期間が過去の日付である場合には、事前に福祉課 介護保険担当にご相談ください。

Q 5 福祉用具の利用開始日が例外給付申請日より前である場合、確認期間はいつになりますか？

A 5 申請内容を精査し、下記①、②のいずれかの日付で、一番新しい日付で確認期間を開始します。

①当該福祉用具利用開始日

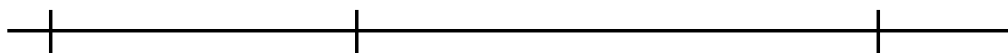
②認定有効期間の開始日

【例外給付 例1】

認定開始 10月1日

福祉用具利用開始 10月20日

例外給付申請日 11月20日



福祉用具利用開始日が認定開始日より新しいため、10月20日から確認期間が始まります。

Q 6 認定結果が出るのが遅くなり、認定申請日から2ヵ月以上経過しているが、確認期間はいつになりますか？

A 6 認定結果が遅くなるなど、ケアマネジャーの責めによらない事情がある場合は、確認期間を遡及します。ただし、認定結果が遅くなる場合でも、必ず事前に福祉課 介護保険担当までご相談ください。

Q 7 要介護認定の新規申請中ですが、いつ例外給付申請をすればいいですか？

A 7 認定の結果が出てから例外給付の申請書類を提出してください。なお、医師への意見の聴取、貸与の必要性の検討など、例外給付の対象になるかどうかできる範囲で準備しておいてください。また、必要があれば、例外給付について福祉課 介護保険担当までご相談ください。

Q 8 要介護認定の区分変更申請中ですが、いつ例外給付申請をすればよいですか？

A 8 新規認定申請と同様に、認定結果が出てから申請してください。また、例外給付の必要性や申請書類など、できる限り事前に準備してください。なお、区分申請前から例外給付の対象者の方は、Q 1 0を参照してください。

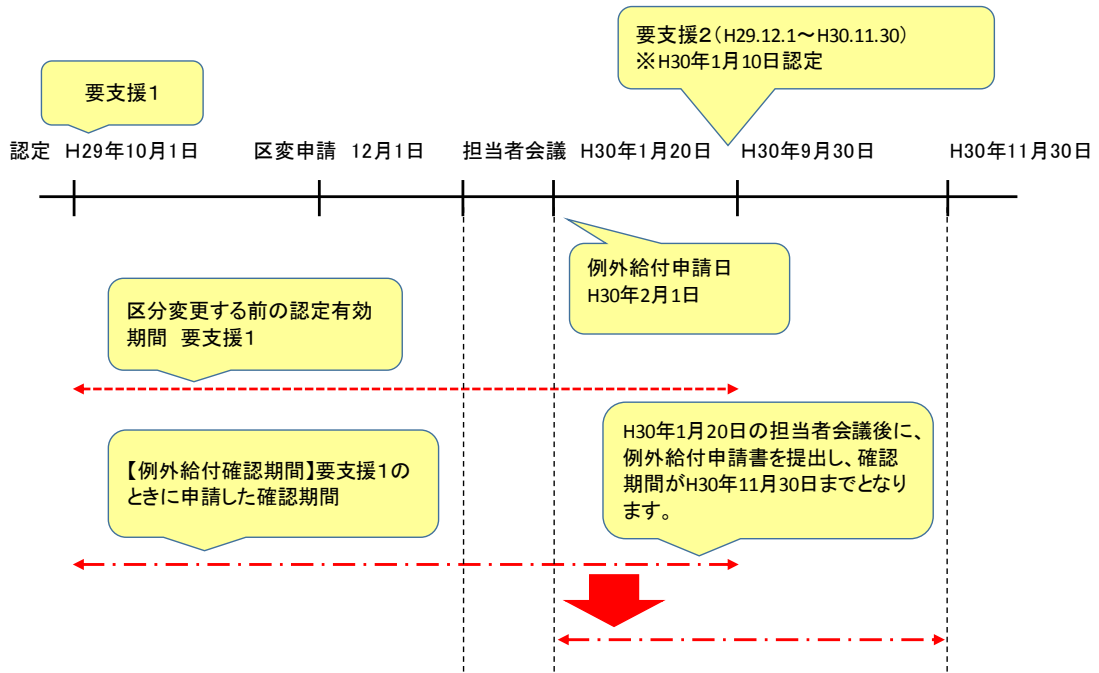
Q 9 末期がん等の患者で、福祉用具の利用が緊急に必要な場合も、福祉用具利用前に申請書類の提出が必要ですか？

A 9 主治医の所見に基づく適切なケアマネジメントの結果、例外給付が可能な状態像であると判断された場合には、申請前に貸与も可能です。確認期間の開始は、Q 5のとおりですが、提出される書類の日付で、主治医の所見の日付が利用開始日よりも後になっている場合は、不適切な福祉用具の利用となりますので、日付には十分注意してください。

Q 1 0すでに例外給付申請をして、猪名川町から確認通知を受け取っているが、区分変更申請をして要介護度が変更になりました。再度申請をする必要がありますか？

A 1 0 要介護度が変更になった場合でも、変更前の確認通知の確認期間は有効であること、区分変更後の認定有効期間と区分変更前の確認期間が異なることから、区分変更申請に係る認定結果が出た後に行われる担当者会議の後に、再度例外給付の申請書類を提出してください。なお、認定に係る主治医意見書に例外給付が必要である旨記載されていれば、主治医の所見として主治医意見書を使用します。

【例外給付 例2】



Q 1 1 他の事業所から引き継いだ利用者がいるが、すでに変更前の事業所が例外給付申請をして猪名川町から確認通知を受け取っている。変更後の事業所は、例外給付申請をする必要がありますか？

A 1 1 事業所が変更になった場合でも、変更前の確認通知の確認期間は有効なものとして取り扱います。変更後の事業所は、変更前の事業所から確認通知の写しを受け取ってください。また、担当ケアマネジャーは、例外給付に係る福祉用具貸与事業所が変更になった理由などを必ず記録しておいてください。

なお、確認期間が終了した後も引き続き当該例外給付となる福祉用具の貸与が必要な場合は、例外給付申請を行ってください。